

宇治市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

第1 趣旨・経過

少子高齢化の進展や平均寿命の伸長を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍できる環境を整備するため、国家公務員の定年を令和5年度から段階的に65歳に引き上げる「国家公務員法等の一部を改正する法律」が公布されるとともに、地方公務員についても国家公務員に準じた取り扱いとするための「地方公務員法等の一部を改正する法律」が令和3年6月に公布されたところです。

改正地方公務員法においては、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めること等が示されており、宇治市としての対応を定めるものです。

第2 議案の概要

定年の引上げ等に関して必要な事項を定めるなどの所要の改正を行うものです。主な改正内容は下記のとおりです。

＜一部改正する条例＞

1 宇治市職員の勤務時間に関する条例

- ・再任用制の見直し等に伴う文言整備を行う

2 宇治市職員の退職手当に関する条例

- ・当分の間、60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員は、定年退職と同等の支給率を適用する
- ・降格等により給料月額が減額となった場合の退職手当の算定に係る特例について、定年引上げに伴う給料月額7割措置についても適用対象とする
- ・再任用制の見直しに伴う文言整備を行う
- ・法改正に伴う条ずれ等に対応するための文言整備等を行う

3 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例

- ・減給処分の際し、給料7割措置が適用される職員に対しては、当該給料月額を基礎として減給の額を算定する

4 職員の分限に関する条例

- ・降給の種類に、役職定年による降格を追加する

5 宇治市職員の定年等に関する条例

(1) 定年の段階的な引上げ

現行60歳としている定年年齢を、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降、一律65歳とする。

	現行	令和5年度～ 6年度	令和7年度～ 8年度	令和9年度～ 10年度	令和11年度～ 12年度	令和13年度～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(2) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職手当の支給対象となっている職員について、管理監督職勤務上限年齢（原則60歳）に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に、管理職以外の職に異動させることとする。

ただし、当該職員の降任等により公務の運営に著しい支障が生ずる場合等には、3年を上限として引き続き管理職に就かせることができることとする。

(3) 定年前再任用短時間勤務制等の整備

60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を導入する。

定年が段階的に引上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制と同様の仕組み（暫定再任用制）を措置する。

(4) 情報提供・意思確認関係

職員が60歳に達する年度の前年度に、当該職員に対し、60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供し、60歳に達する日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めることとする。

6 宇治市職員の育児休業等に関する条例

- ・役職定年による降任の例外規定に基づき、60歳以後も引き続き管理職を占めることとなった職員については、育児休業をすることができないこととする
- ・再任用制の見直しに伴う文言整備を行う

7 公益的法人等への職員の派遣に関する条例

- ・役職定年による降任の例外規定に基づき60歳以後も引き続き管理職を占めることとなった職員については、公益的法人等へ派遣できないこととする

8 宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

- ・再任用制の見直しに伴う文言整備を行う

<廃止する条例>

9 宇治市職員の再任用に関する条例

- ・現行の再任用制を廃止する
(定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制は、「5 宇治市職員の定年等に関する条例」に規定)

第3 施行日

令和5年4月1日、ただし、第2の5(4)については、公布日施行

職員の定年の引上げに係るスケジュール

期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
定年年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
R4.4.1現在 職員数											
S37年度生まれ (1962年度)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
	定年退職			暫定再任用							
S38年度生まれ (1963年度)	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
			定年退職		暫定再任用						
S39年度生まれ (1964年度)	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
					定年退職		暫定再任用				
S40年度生まれ (1965年度)	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
									暫定再任用		
S41年度生まれ (1966年度)	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
										暫定再任用	
S42年度生まれ (1967年度)	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
											定年退職